

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市草野土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松市草野土地区画整理事業	
面 積	約 7ha	
公共施設 の 配 置	道 路	幅員 6.5m～5.5m 延長 1,596m
	公園及び 緑地	児童公園 1カ所
	その他の 公共施設	水路 幅 5.0m（二方ブロック積護岸）
宅地の整備	居住地とし、盛土により整地する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市草野土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松市草野土地区画整理事業
面 積	〃 約 7ha
公共 施設 の 配 置	道 路 幅員 6.5m～5.5m 延長 1,596m
	公園及び 緑地 児童公園 1カ所
	その他の 公共施設 水路 幅 5.0m（二方ブロック積護岸）
宅地の整備	〃 居住地とし、盛土により整地する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松東部第六土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松東部第六土地区画整理事業			
面 積	約 19.9ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	3・4・44 号本江若杉線	
	幅員 4.0m～8.5m の区画街路を適正に配置する。 歩行者専用道路は幅員 5.0m のものを適正に配置する。			
公園及び緑地	児童公園を 3 か所適正に配置する。 面積は施行面積に対して 3%以上を確保する。			
	その他の公共施設	地区内の幹線排水路については将来の市街化を勘案する。		
宅地の整備	土地利用は主として住宅地であり、街区規模は短辺 30m～50m、長辺 60m～120m の長方形街区を原則とする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）
小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松東部第六土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称		〃 小松東部第六土地区画整理事業		
面 積		〃 約 19.9ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	3・4・43 国道吉竹線 3・4・43 号幸八幡線	幅員 20.0m 延長約 390m 備考都市計画施設
		幹線街路	3・4・44 吉竹若杉線 3・4・44 号本江若杉線	幅員 16.0m 延長約 490m 備考都市計画施設 これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		区画街路 —	〃	幅員 4.0m～8.5m の区画街路を適正に配置する。
		歩行者 専用道路 —	〃	歩行者専用道路は幅員 5.0m のものを適正に配置する。
		公園及び 緑地	〃 児童公園を 3 か所適正に配置する。 面積は施行面積に対して 3%以上を確保する。	
	その他の 公共施設	〃 地区内の幹線排水路については将来の市街化を勘案する。		
宅地の整備		〃 土地利用は主として住宅地であり、街区規模は短辺 30m～50m、長辺 60m～120m の長方形街区を原則とする。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松駅東土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松駅東土地区画整理事業			
面 積	約 14.5ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・3 号国道線	
		幹線街路	3・3・47 号小松駅東通り 1 号線	
		幹線街路	3・4・48 号小松駅東通り 2 号線	
		幹線街路	3・4・49 号日の出町線	
	区画道路は、幅員 6m～8m を適宜配置する。			
公園及び緑地	公園は、地区面積の 3%以上を確保し、駅前に交通広場と一体となったものと、住宅地に児童公園を配置する。			
その他の公共施設	地形に適合させ、宅地の利用計画、道路計画にあわせて既存水路の整備統合を図る。			
宅地の整備	商業系は、3・3・47 号小松駅東沿い 1 号線沿いの駅前付近及び地区東側に、60～100m×100m 程度のスーパーブロック街区を設定し、既存施設が立地する 3・4・3 号国道線、3・4・48 号小松駅東通り 2 号線沿いは、これに適合した街区とする。また、住居系は、35m×70～150m 程度を標準とし、工業系は、既存工場に適合した街区とする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）
小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松駅東土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松駅東土地区画整理事業			
面 積	〃 約 14.5ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	〃 3・4・3 号国道線	幅員 20.0m 延長約 340m 備考都市計画施設
		幹線街路	〃 3・3・47 号小松駅東通り 1 号線	幅員 22.0m 延長約 480m 備考都市計画施設
		幹線街路	〃 3・4・48 号小松駅東通り 2 号線	幅員 21.0m 延長約 410m 備考都市計画施設
		幹線街路	〃 3・4・49 号日の出町線	幅員 17.0m 延長約 110m 備考都市計画施設 これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		〃 区画道路は、幅員 6m～8m を適宜配置する。		
	公園及び緑地	〃 公園は、地区面積の 3%以上を確保し、駅前に交通広場と一体となったものと、住宅地に児童公園を配置する。		
その他の公共施設	〃 地形に適合させ、宅地の利用計画、道路計画にあわせて既存水路の整備統合を図る。			
宅地の整備	商業系は、3・3・47 号小松駅東沿い 1 号線沿いの駅前付近及び地区東側に、60～100m×100m 程度のスーパーブロック街区を設定し、既存施設が立地する 3・4・3 号国道線、3・4・48 号小松駅東通り 2 号線沿いは、これに適合した街区とする。また、住居系は、35m×70～150m 程度を標準とし、工業系は、既存工場に適合した街区とする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地地区画整理事業を小松都市計画土地地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市吉竹北部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松市吉竹北部土地区画整理事業			
面 積	約 16.5ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	3・4・44 号本江若杉線	
	区画道路（幅員 4～9m）を適正に配置する。			
	公園及び緑地	公園は、地区面積の 3%以上（A=4,950 m ² ）を確保し、適正に配置する。		
	その他の公共施設	宅地の利用計画、街路計画に合わせて用水路の機能を確保した水路の整備を図る。		
宅地の整備		都市計画街路を中心として区画街路を適正に配置し、街区は 120～180m×40～50m を標準として、良好な環境の宅地を造成する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市吉竹北部土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松市吉竹北部土地区画整理事業			
面 積	〃 約 16.5ha			
公共施設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅員 20m 延長約 480m 備考都市計画施設 幅員 16m 延長約 450m 備考都市計画施設 これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・43 号国道吉竹線 3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	〃 3・4・44 号本江若杉線	
		〃 区画道路（幅員 4～9m）を適正に配置する。		
	公園及び 緑地	〃 公園は、地区面積の 3%以上（A=4,950 m ² ）を確保し、適正に配置する。		
その他の 公共施設	〃 宅地の利用計画、街路計画に合わせて用水路の機能を確保した水路の整備を図る。			
宅地の整備	〃 都市計画街路を中心として区画街路を適正に配置し、街区は 120～180m×40～50m を標準として、良好な環境の宅地を造成する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松駅西土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松駅西土地区画整理事業			
面 積	約 5.7ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・5 号根上小松線	
		幹線街路	3・3・47 号小松駅東通り 1 号線	
		幹線街路	3・5・52 号小松駅西通り線	
		幹線街路	8・6・8 号土居原町線	
	区画街路（幅員 8m）を適正に配置する。			
	公園及び緑地	公園は地区面積の 3%以上確保し、適正に配置する。		
	その他の公共施設			
宅地の整備	中心商業業務地として、街区は 30～150m×30～75m とし、適切な街区構成により高度な住空間として整備をする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松駅西土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松駅西土地区画整理事業			
面 積	〃 約 5.7ha			
公共施設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅員 21m 延長約 540m 備考都市計画施設 なお約 7,500 m ² の西口駅前 広場を設ける。 幅員 22m 延長約 60m 備考都市計画施設 幅員 12m 延長約 300m 備考都市計画施設 幅員 8m 延長約 150m 備考都市計画施設 これらについては、別に都市 計画において定めるとおり とする。
		幹線街路	〃 3・4・5 号根上小松線	
		幹線街路	〃 3・3・47 号小松駅東通り 1 号線	
		幹線街路	〃 3・5・52 号小松駅西通り線	
		幹線街路	〃 8・6・8 号土居原町線	
		〃 区画街路（幅員 8m）を適正に配置する。		
	公園及び 緑地	〃 公園は地区面積の 3%以上確保し、適正に配置する。		
その他の 公共施設	〃 —			
宅地の整備	〃 中心商業業務地として、街区は 30～150m×30～75m とし、適切な街区構成により高度な住空間として整備をする。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地地区画整理事業を小松都市計画土地地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市下牧南土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松市下牧南土地区画整理事業			
面 積	約 3.8ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・5・17号松任町向本折線	
		上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員6～8mの区画道路を配置する。		
	公園及び緑地	公園は、施行区域面積の3%以上を確保し、適正に配置する。		
	その他の公共施設	宅地の利用計画、街路計画に合わせて用水路の機能を確保した水路及び調整池の整備を図る。		
宅地の整備	都市計画街路を中心とした区画街路を適正に配置し、良好な商業地を整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市下牧南土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松市下牧南土地区画整理事業			
面 積	〃 約 3.8ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	〃 これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	〃 3・5・14 号松任町向本折線	
	〃 上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6～8m の区画道路を配置する。			
	公園及び緑地	〃 公園は、施行区域面積の 3%以上を確保し、適正に配置する。		
その他の公共施設	〃 宅地の利用計画、街路計画に合わせて用水路の機能を確保した水路及び調整池の整備を図る。			
宅地の整備	〃 都市計画街路を中心とした区画街路を適正に配置し、良好な商業地を整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市沖周辺土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松市沖周辺土地区画整理事業			
面 積	約 29.9ha			
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	3・4・45 号沖白江線	
	上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6～12m の区画道路を配置する。			
公園及び緑地	公園は、施行区域面積の 3%以上を確保し、適正に配置する。			
その他の公共施設	宅地の利用計画、街路計画に合わせて既存水路の整備統合及び調整池の整備を図る。			
宅地の整備	都市計画街路を中心として、土地利用計画に基づき区画街路を適正に配置する。都市計画街路沿線には大規模街区を 5 箇所設け、商業・業務施設の集積を図る。また、既存集落に隣接する地区を住宅地とし、街区規模は短編を 40～45m、長辺を 100～130m として良好な環境の宅地を整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）
小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市沖周辺土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称		〃 小松市沖周辺土地区画整理事業		
面 積		〃 約 29.9ha		
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	〃 これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	〃 3・4・43 号幸八幡線	
		幹線街路	〃 3・4・45 号沖白江線	
	〃 上記都市計画道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6～12m の区画道路を配置する。			
	公園及び緑地	〃 公園は、施行区域面積の 3%以上を確保し、適正に配置する。		
その他の公共施設	〃 宅地の利用計画、街路計画に合わせて既存水路の整備統合及び調整池の整備を図る。			
宅地の整備		〃 都市計画街路を中心として、土地利用計画に基づき区画街路を適正に配置する。都市計画街路沿線には大規模街区を 5 箇所設け、商業・業務施設の集積を図る。また、既存集落に隣接する地区を住宅地とし、街区規模は短編を 40～45m、長辺を 100～130m として良好な環境の宅地を整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市栗津駅西土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	小松市栗津駅西土地区画整理事業	
面 積	約 2.0ha	
公共施設 の 配 置	道 路	市道栗津駅西側線幅員 9.5m の幹線道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6m の区画道路を配置する。
	公園及び 緑地	公園は、施行区域面積の 3%以上を確保し、適正に配置する。
	その他の 公共施設	宅地の利用計画、街路計画に合わせて既存水路の整備統合及び調整池の整備を図る。
宅地の整備	地区内の幹線道路となる市道栗津駅西側線を中心として、土地利用計画に基づき区画街路を適正に配置する。地区全体を住宅地とし、街区規模は短辺を約 15～30m、長辺を約 30～180mとして良好な環境の宅地を整備する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。

小松能美都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）
小松都市計画土地区画整理事業の決定（小松市決定）

都市計画小松市栗津駅西土地区画整理事業を次のように変更する。

<変更>

朱書きは変更前

名 称	〃 小松市栗津駅西土地区画整理事業	
面 積	〃 約 2.0ha	
公共施設 の 配 置	道 路	〃 市道栗津駅西側線幅員 9.5m の幹線道路を骨格として、土地利用及び動線計画を勘案の上、幅員 6m の区画道路を配置する。
	公園及び 緑地	〃 公園は、施行区域面積の 3%以上を確保し、適正に配置する。
	その他の 公共施設	〃 宅地の利用計画、街路計画に合わせて既存水路の整備統合及び調整池の整備を図る。
宅地の整備	〃 地区内の幹線道路となる市道栗津駅西側線を中心として、土地利用計画に基づき区画街路を適正に配置する。地区全体を住宅地とし、街区規模は短辺を約 15～30m、長辺を約 30～180mとして良好な環境の宅地を整備する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

根上町、寺井町、辰口町が合併し、能美市となったことから、従前指定していた小松能美都市計画区域の一部（小松市）を一つの都市計画区域である小松都市計画区域とし、一体の都市として総合的に、整備、開発及び保全を図ることとしている。

今回、この区域再編に併せ、小松能美都市計画土地区画整理事業を小松都市計画土地区画整理事業とするものである。